第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その法人又は人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第1号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第6号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7号まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　1億円以下の罰金刑

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十七条　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）及び廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号）」を加え、同条第二項を削る。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改める。

第三条第一項中「火災の影響」を「火災又は爆発の影響」に、「安全」を「安全性」に、「火災の発生」を「火災及び爆発の発生」に改め、同条第二項中「安全」を「安全性」に改め、同条第三項中「非常用電源設備その他の安全上重要な施設」を「安全機能を有する施設」に、「火災」を「火災又は爆発」に、「防火措置」を「防護措置」に改める。

第四条の見出しを「（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤）」に改め、同条第一項中「これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないよう」を「次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤」に改め、同条第二項を削る。

第四条の次に次の五条を加える。

（地震による損傷の防止）

第四条の二　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2　安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3　安全上重要な施設が前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（津波による損傷の防止）

第四条の三　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第四条の四　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2　周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止）

第四条の五　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

（核燃料物質の臨界防止）

第四条の六　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第五条第一項及び第二項中「安全」を「安全性」に改める。

第六条第四号ハ中「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する」を削り、「第十五条第三号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第七条の見出しを「（遮蔽）」に改め、同条中「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所内の」を「事業所内における」に、「しゃへい能力」を「遮蔽能力」に、「しゃへい設備」を「遮蔽設備」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

第十条中「又は特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する設備」を削り、同条に次の一項を加える。

2　特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一　放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。

二　管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。

三　放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずること。